

# 「秋田県民間施設省エネ・グリーン化推進事業」 対象事業の追加募集のお知らせ

平成22年9月10日

秋田県生活環境部 温暖化対策課

- ・民間施設における省エネ改修等について、経費の一部を支援いたします。
- ・先に、4月21日から6月4日まで対象事業の募集を行い、18件に対して交付決定致しましたが、今回は、予算残額の範囲内で追加募集致します。
- ・追加募集期間は **9月13日から10月12日まで**です。
- ・補助金を受けるためには事業計画の認定を受ける必要があります。

英の国あきたネット温暖化対策課のURL <http://www.pref.akita.lg.jp/en-ondanka/>

## 1 補助対象事業

民間事業者が県内の「事務所等」において行う「省エネ改修等」であって、「複合的」又は「一体的」に行うものが対象です。

※ 事務所等とは、事務所、事業所又は工場をいいます。

※ 省エネ改修等とは、省エネルギーを目的とした施設の構造、設備等の改修を行う事業、及び太陽光発電等の再生可能エネルギーを利用する設備の設置事業をいいます。

※ 複合的とは、2種類以上の省エネ改修等を行うことをいいます。

※ 一体的とは、例えば本社のみならず支社も含めて省エネ改修等を行うことをいいます。

## 2 補助対象事業者の要件

- ・県内の事務所等について補助対象事業を実施する事業者であること。
- ・県税の滞納がないこと。

## 3 補助対象経費

設計費、本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費です。

※ 工事費については、県内の事業者（本店、支店又は営業所）に対する発注経費に限り、補助対象とします。

※ 消費税及び地方消費税は、補助対象外です。

※ 関連会社等から調達を受けることとなる場合は、制限があります。

※ 平成23年2月末までに、工事を完了してください。

#### 4 補助率及び補助金の上限

- ・補助率 補助対象経費の1/3以内（千円未満は切り捨てます。）
- ・補助金の上限 予算残額によります。

※ 予算残額は、概ね6百万円と見込まれます。したがって、補助率は1/3を下回る場合があります。

#### 5 提出書類

次の書類を提出してください（事業実施要領第6条）。

- ① 事業実施計画書の提出書（様式第1号）
- ② 事業実施計画書（様式第2号）
- ③ 位置図、配置図、平面図等、実施箇所のわかる図面
- ④ （法人）登記簿謄本又は登記事項証明書  
（個人）住民票の写し
- ⑤ （法人）法人県民税及び法人事業税に係る滞納のないことの証明書  
（個人）個人事業税に係る滞納のないことの証明書及び市町村の発行する個人県民税の納税証明書
- ⑥ 調達を受けようとする会社との関係を示す書類
- ⑦ その他知事が必要と認める書類  
（省エネ設備の能力や性能を示す書類、見積書、カタログ等。）

#### 6 手続き

- ・募集期間 平成22年9月13日（月）～平成22年10月12日（火）
  - ・提出先 〒010-8570 秋田市山王4-1-1  
秋田県生活環境部 温暖化対策課 調整・省エネルギー班
  - ・提出方法 持参又は郵送
- ※ メール又はファクスによる事業実施計画書の提出はできません。

#### 7 補助対象の認定等

- ・提出いただいた事業実施計画書を審査の上、補助対象事業を認定します。その際、事業計画の変更や事業費の減額をお願いする場合があります。
- ・審査内容は、二酸化炭素の排出削減量、補助金額に対する二酸化炭素の排出削減効果、県内経済への波及効果、県民等への展示効果、省エネへの取り組み状況です。
- ・事業計画の認定を受けてから、補助金交付申請、交付決定、着工となります。

#### 8 問い合わせ

秋田県 生活環境部 温暖化対策課 調整・省エネルギー班  
電話 : 018-860-1573  
FAX : 018-860-3881  
メール : en-ondanka@pref.akita.lg.jp  
担当 : 本田（ほんだ）、櫻庭（さくらば）



<あすびー>

※ 事業実施要領や事業実施計画書は、英の国あきたネットでご確認ください。